

第16条

(認定基準) 専門医教育施設(以下教育施設という)を拠点教育施設と関連教育施設に分類し、次の基準によって認定される。

(1) 拠点教育施設

- 1) 医育機関の附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院またはこれに準ずる病院または有床診療所で、研修の実績をあげることのできる施設
- 2) 日本泌尿器科学会が認定する泌尿器科指導医が常勤していること
- 3) 初回認定申請時は直前の1年間または3年間の平均の泌尿器科標準手術件数が年間100件以上で1年以上の診療実績があること。ただし、更新認定時には申請までの3年間の平均の泌尿器科手術件数が100件以上であること
- 4) 教育環境が総合的に整備されていること
- 5) 教育施設実態調査に対する報告を行うこと
- 6) 専門医制度審議会が必要と認める調査・登録を行うこと
- 7) National Clinical Database(NCD)症例登録を行うこと

(2) 関連教育施設

- 1) 医育機関の附属病院、厚生労働大臣の指定する臨床研修病院またはこれに準ずる病院または有床診療所で、研修の実績をあげることのできる施設
- 2) 原則として泌尿器科病床数が5床以上あること
- 3) 泌尿器科医が常勤し、かつ指導医による教育体制が確立されていること
- 4) 初回認定申請時には1年以上の診療実績があること
- 5) 教育環境が総合的に整備されていること
- 6) 教育施設実態調査に対する報告を行うこと
- 7) 専門医制度審議会が必要と認める調査・登録を行うこと拠点教育施設の指導医が常勤でなくなった時は、その日より関連教育施設に区分される。また、関連教育施設が認定期間中に拠点教育施設認定基準を満たすようになった場合は、教育施設区分変更を申請することができる。専門医教育施設の認定を受けようとする施設は専門医教育施設認定申請書を審議会に提出する。

第17条

(認定証等の交付) 学会は、審議会が専門医教育施設として適当と認めた施設を認定し、認定証あるいは認定更新証を交付する。

第18条

(指導医不在) 教育施設は指導医不在等により、教育体制が継続できないときはその資格を失う。

第19条

(代表指導医) 同一教育施設に複数の指導医がいるときは、その一人を代表指導医とする。指導医が一人のときは、その者を代表指導医とする。代表指導医に変更が生じたときは速やかに新代表指導医が審議会に代表指導医変更届を提出するものとする。

第20条

(認定取消) 専門医教育施設として不適当と認められた施設は、審議会の議決によって、学会がその認定を取り消すことができる。